

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査及び財政的援助団体等監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

## 第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

＜財務・事務に関する事項＞

（平成28年度監査結果報告分）

### 【土木建築部】

#### 1 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。（住宅課）

##### (2) 現在の状況

敷金について、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）を改正することで、令和4年4月より敷金を管理する仕組みを整備し、指定管理者とも情報を共有した上で敷金の払出しを行っている。指摘後、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

また、突合が困難なデータについては、処理方針を検討中である。

##### (3) 未措置とする理由

納入者が不明な敷金について処理が完了していないため。

（平成29年度監査結果報告分）

### 【病院事業局】

#### 1 預り金の管理に改善を要するもの

##### (1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。

（中部病院）

##### (2) 現在の状況

当該預り金について、現在、個々の伝票処理について精査中である。

なお、令和3年度中に判明した分については伝票作成漏れ等について修正処理を行い、251,700円の是正を行った。

##### (3) 未措置とする理由

預り金の内容の確認が完了していないため。

(平成30年度監査結果報告分)

### 【文化観光スポーツ部】

#### 1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

芸術大学の3つのキャンパス毎にそれぞれ防火管理者及び消防計画を定め、年一度の消防訓練を行うとしていたが、消防計画に沿った消防訓練を実施していなかった。

また、不備となっている防火設備が、監査時点において修繕されていなかった。

(文化振興課)

##### (2) 現在の状況

指摘後、3つのキャンパスにおいて消防訓練を実施した。防火設備については、修繕箇所66箇所のうち、令和2年度までに40箇所、令和3年度で24箇所修繕を行い、2箇所が未実施となっている。

##### (3) 未措置とする理由

防火設備の修繕が一部完了していないため。

### 【土木建築部】

#### 1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていない。 (住宅課)

##### (2) 現在の状況

指定管理者に対し、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防火管理者及び消防計画の届出等を行うよう指導し、届出は完了した。消防訓練については一部未実施となっている。

##### (3) 未措置とする理由

一部の県営住宅(宮古地区)において消防訓練が実施されていないため。

(令和元年度監査結果報告分)

### 【保健医療部】

#### 1 備品貸与の手続が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

財務規則に定める貸付けの手続がなされていないものが次のとおりあった。

テレビ会議用機器一式ほか38件(取得金額計102,010,309円) (保健医療総務課)

##### (2) 現在の状況

現存していない備品については、財務規則に基づく亡失手続を行った。また、現存している備品については、不用品としての処分手続、又は所管換えの手続を今年度中に行う予定である。

##### (3) 未措置とする理由

備品の所管換え等の処理が完了していないため。

(令和2年度監査結果報告分)

## 【病院事業局】

### 1 医業外未収金等の内容が特定されていなかったもの

#### (1) 指摘の内容

医業外未収金及びその他未収金について、内容が特定されていないものがあった。  
(南部医療センター・こども医療センター)

#### (2) 現在の状況

内容の特定及び訂正処理を行った結果、未だ内容が特定されていない過年度の「医業外未収金」は380,732円、過年度の「その他未収金」は763,102円となっている。

#### (3) 未措置とする理由

未収金の内容の特定が完了していないため。

## 第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(平成30年度監査結果報告分)

## 【土木建築部】

### 1 公の施設の管理に改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

住宅情報センター株式会社（県営住宅：宮古・八重山地区）では、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施していなかった。  
(土木建築部所管)

#### (2) 現在までの状況

住宅情報センター株式会社に対し、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。これを受けて、同団体では防火管理者及び消防計画の届出を行っているが、消防訓練については一部未実施となっている。

#### (3) 未措置とする理由

一部の県営住宅（宮古地区）で消防訓練が実施されていないため。